「独立行政法人物質・材料研究機構」を「国立研究開発法人物質・材料研究機構」に、「独立行政法人防災科学技術研究所」を「国立研究開発法人防災科学技術研究所」に、「独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に、「独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人国立大学財務・経営センター」に、「独立行政法人国立健康・栄養研究所」を「独立行政法人国立健康・栄養研究所」に、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」に、「独立行政法人国立がん研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター」に、「独立行政法人国立循環器病研究センター」を「国立研究開発法人国立循環器病研究センター」に、「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」を「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター」に、「独立行政法人国立国際医療研究センター」を「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」に、「独立行政法人国立成育医療研究センター」を「国立研究開発法人国立成育医療研究センター」に、「独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に、「独立行政法人農業生物資源研究所」を「国立研究開発法人農業生物資源研究所」に、「独立行政法人農業環境技術研究所」を「国立研究開発法人農業環境技術研究所」に、「独立行政法人国際農林水産業研究センター」を「国立研究開発法人国際農林水産業研究センター」に、「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に、「独立行政法人土木研究所」を「国立研究開発法人土木研究所」に、「独立行政法人建築研究所」を「国立研究開発法人建築研究所」に、「独立行政法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所」に、「独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に、「独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人電子航法研究所」に、「独立行政法人国立環境研究所」を「国立研究開発法人国立環境研究所」に改める。

○総務省告示第百二十六号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の十七第三号の規定に基づき、日本赤十字社が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認し、日本赤十字社に対して支出された当該寄附金のうち、平成二十七年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支出された寄附金については平成二十八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間に支出された寄附金については平成二十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、採血受入機関の整備、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備並びに支部国際活動基金に充てるための寄附金

○総務省告示第百二十七号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の施行に伴い、及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があったので、平成二十三年総務省告示第四百八十八号（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があった件）の一部を次のように改正し、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

本則の表中「第百十五条の四十五第一項及び」を「第百十五条の四十五第一項第二号、第二項第一号から第三号まで及び第六号並びに」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○総務省告示第百二十八号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第四十三条第二項、第四十四条第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、平成二十六年に発生した災害に係る令第四十三条第一項の地域、令第四十四条第一項の市町村及び令第四十五条第一項の地域を次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

一　令第四十三条第一項の地域

(一)　同項第一号に該当する地方公共団体の区域

都道府県名	市町村名
青森県	青森市
長野県	北安曇、白馬村、小谷村

(二)　同項第二号に該当する地方公共団体の区域

都道府県名	市町村名
兵庫県	丹波市
高知県	安芸市

二　令第四十四条第一項の市町村

都道府県名	市町村名
青森県	弘前市
東津軽	平内町
富山県	魚津市
長野県	木曽郡　南木曽町
北安曇	白馬村、小谷村
岐阜県	高山市
三重県	熊野市、いなべ市
京都府	福知山市
兵庫県	洲本市、丹波市
美方郡	香美町
島根県	雲南市
岡山県	新見市
山口県	岩国市
高知県	高知市、安芸市、宿毛市、四万十市、香南市、香美市
大分県	杵築市、豊後大野市

三　令第四十五条第一項の地域

(一)　農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名	市町村名
青森県	弘前市
	平内町
	魚津市
富山県	南木曽町
長野県	いなべ市
三重県	洲本市、丹波市
兵庫県	香美町
美方郡	雲南市
島根県	新見市
岡山県	岩国市
山口県	高知市、安芸市、四万十市、香南市、香美市
高知県	豊後大野市
大分県	